

堺市除害施設設置基準

令和6年4月1日現在

	項目	単位	基準値	
有害物質	カドミウム	mg/l以下	0.03	
	シアン	mg/l以下	1	
	有機りん	mg/l以下	1	
	鉛	mg/l以下	0.1	
	六価クロム	mg/l以下	0.2	
	ひ素	mg/l以下	0.1	
	総水銀	mg/l以下	0.005	
	アルキル水銀	mg/l以下	検出されないこと	
	ポリ塩化ビフェニル	mg/l以下	0.003	
	トリクロエチレン	mg/l以下	0.1	
	テトラクロエチレン	mg/l以下	0.1	
	ジクロロタン	mg/l以下	0.2	
	四塩化炭素	mg/l以下	0.02	
	1,2-ジクロロエタン	mg/l以下	0.04	
	1,1-ジクロロエチレン	mg/l以下	1	
	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/l以下	0.4	
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/l以下	3	
	1,1,2-トリクロロエタン	mg/l以下	0.06	
	1,3-ジクロロプロペン	mg/l以下	0.02	
	チウラム	mg/l以下	0.06	
	シマジン	mg/l以下	0.03	
	チオベンカルブ	mg/l以下	0.2	
	ベンゼン	mg/l以下	0.1	
	セレン	mg/l以下	0.1	
	ほう素	mg/l以下	10	
	ふっ素	北部・石津処理区	mg/l以下	15
		その他の処理区	mg/l以下	8
	1,4-ジオキサン	mg/l以下	0.5	
ダイオキシン類	pg-TEQ/l以下	10		
アンモニア性窒素,亜硝酸性窒素 及び硝酸性窒素	mg/l未満	380		
環境項目等	フェノール類	石津処理区	mg/l以下	2
		今池・北部処理区	mg/l以下	1
		その他の処理区	mg/l以下	5
			mg/l以下	5
	銅	mg/l以下	3	
	亜鉛	mg/l以下	2	
	鉄(溶解性)	mg/l以下	10	
	マンガン(溶解性)	mg/l以下	10	
	クロム	mg/l以下	2	
	水素イオン濃度(pH)	—	5を超え9未満	
	生物学的酸素要求量(BOD)	mg/l未満	600	
	浮遊物質(SS)	mg/l未満	600	
	ノルマルヘキサン抽出物質	鉱油	mg/l以下	5
		動植物油脂	mg/l以下	30
	窒素含有量	mg/l未満	240	
	りん含有量	mg/l未満	32	
	温度	℃未満	45	
よう素消費量	mg/l未満	220		
色	—	放流先で支障をきたすような色を帯びていないこと		